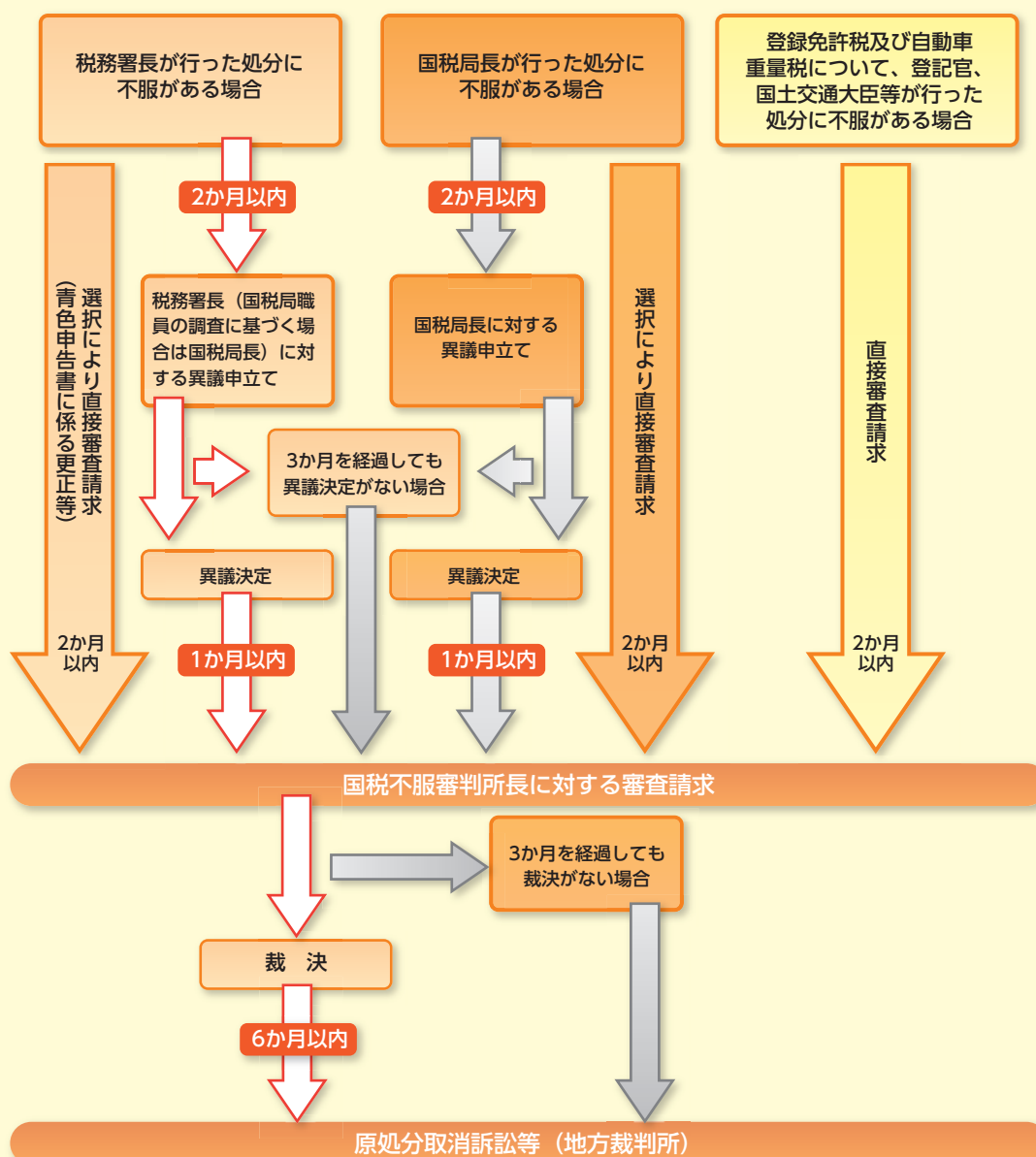


納税者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、処分の取消しなどを求めて不服申立てをすることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています。

不服申立てには税務署長などに対して行う異議申立てと、国税不服審判所長に対して行う審査請求があり、審査請求は、原則として異議申立てを経た上で行うことができることとされています。

なお、この不服申立制度については、平成26年6月に関係法律が改正されており、公布の日（平成26年6月13日）から2年以内に施行されることとなっています（改正の概要については、46ページをご覧ください。）。

■ 国税に関する不服申立制度の概要



(1) 異議申立て

～ 簡易・迅速かつ適正な権利救済 ～

異議申立ては、税務署長などが行った更正・決定や差押えなどの処分に不服がある納税者が、税務署長などに対して、処分の取消しや変更を求める手続であり、国税に関する処分の行政争訟の第一段階です。

経済取引の広域化、国際化などにより異議申立事案が複雑化しており、事実関係の把握や法令の解釈・適用に困難を伴うものが増加しています。このような状況の下において、各国税局に設置された審理課・審理官を中心に、税法の正確な解釈に基づく全国統一的な執行に取り組むとともに、各種研修を通じて審理に精通した職員を養成し、納税者からの異議申立てを適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

～ 公正な第三者的機関による権利救済 ～

異議申立てに対する税務署長などの決定に、なお不服がある納税者は、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができます。

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、公正な第三者的立場で審査請求に対する裁決を行う機関です。国税不服審判所長をはじめ東京及び大阪支部の所長など主要な役職には、裁判官や検察官の職にあった者を任用しており、また、国税審判官に、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家を任期付職員として採用しています。

審査請求の処理に当たっては、争点を整理・明確化した上で、審査請求人や税務署長から提出された証拠書類等の内容を十分に検討し、自ら調査を行って、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長などの行った処分よりも納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内での最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があったとしても訴訟を提起することはできません。

(3) 訴訟

～ 司法による救済 ～

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不平や不満、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ確かな対応に努めています。また、平成13年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

(4) 権利救済の状況

～ 異議申立ては原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理 ～

イ 異議申立て

(イ) 目標

異議申立てについては、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。

(ロ) 実績

平成26年度における異議申立ての3か月以内の処理件数割合は96.9%となっています。

なお、同年度における異議申立処理件数は2,745件(課税関係2,427件、徴収関係318件)で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は9.3%です。

ロ 審査請求

(イ) 目標

審査請求については、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。

(ロ) 実績

平成26年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は92.2%となっています。

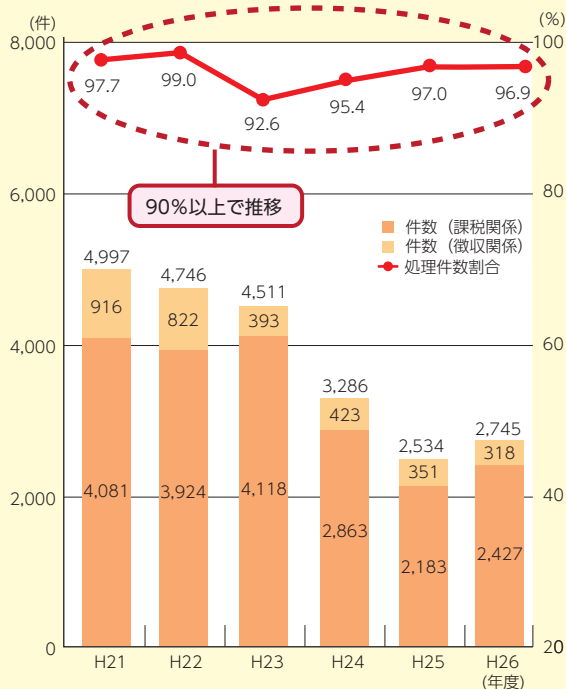
なお、同年度における審査請求処理件数は2,980件(課税関係2,793件、徴収関係187件)で、このうち請求の全部又は一部が認められた割合は8.0%です。

ハ 訴訟

訴訟については、平成26年度における終結件数は280件(課税関係216件、徴収関係62件、審判所関係2件)であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は6.8%となっています。

※権利救済制度に関する納税者の理解をより深めていただくため、異議申立て、審査請求及び訴訟の概要や裁決事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページ(<http://www.kfs.go.jp>)などを通じて提供しています。

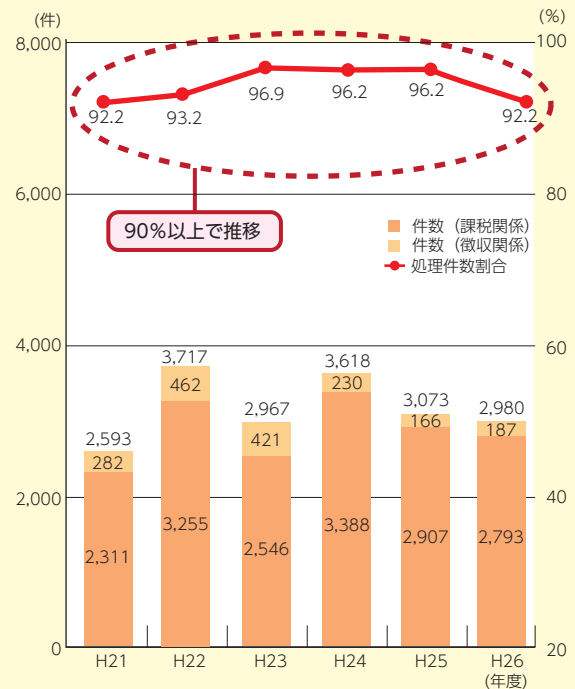
■ 異議申立ての3か月以内の処理件数割合と
異議申立処理件数



※計数は、平成27年4月末の速報値です。

※処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案を除いて算出しています。

■ 審査請求の1年以内の処理件数割合と
審査請求処理件数



※計数は、平成27年4月末の速報値です。

コラム⑧ 国税不服申立制度の改正の概要

1 改正の趣旨

平成26年6月、「行政不服審査法」について、公正性の向上、使いやすさの向上の観点から抜本的な見直しが行われるとともに、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、国税に関する不服申立制度についても見直しが行われました。

2 改正の概要

(1) 不服申立前置の見直し

税務署長が行った処分に不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長などに対する「異議申立て」を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができることになりました。

なお、「異議申立て」については、その名称が「再調査の請求」に変わります。

(2) 不服申立期間の延長

不服申立てをできる期間が、処分があったことを知った日の翌日から「3か月以内」に延長されました。

(3) 審査請求における証拠物件の閲覧・謄写

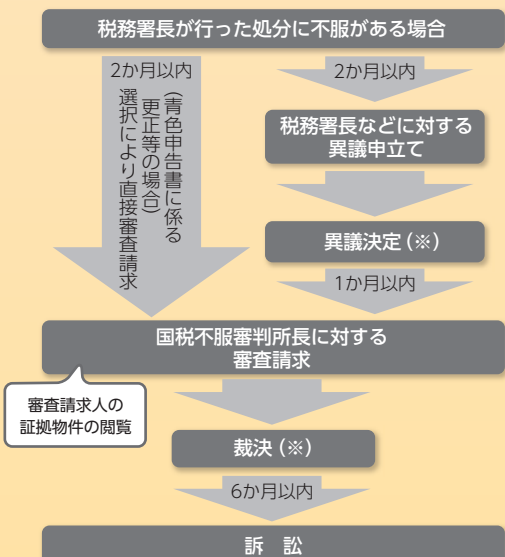
審理関係人（審査請求人、参加人及び税務署長など）は、税務署長などが任意で提出した物件のほか、担当審判官が職務で収集した物件についても、閲覧及び謄写を請求できることになりました。

(4) 審理における手続規定の整備

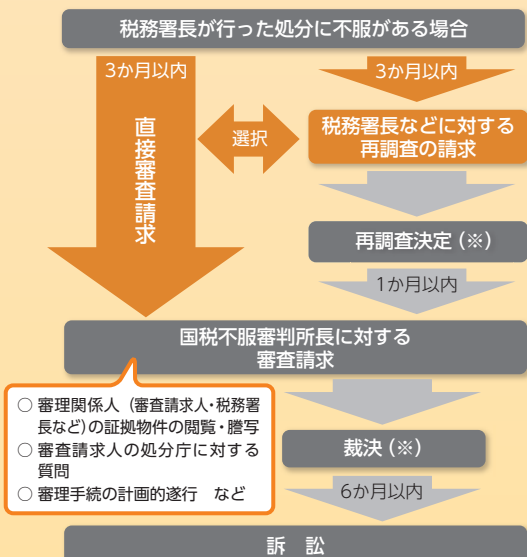
標準審理期間を定めるよう努める旨の規定、審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続の計画的遂行など、審理の迅速化・審査請求人の権利の拡充のための諸規定が整備されました。

■ 国税不服申立制度の改正の概要

改正前



改正後



(※) 税務署長など・国税不服審判所長から3か月以内に決定・裁決がない場合は、それぞれ決定・裁決を経ないで、審査請求・訴訟をすることができます。

(注) これらの改正は、「行政不服審査法」の施行の日（公布の日（平成26年6月13日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）から適用される予定です。

3 法の施行に向けた取組

国税庁・国税不服審判所では、証拠物件の閲覧・謄写や審理手続の計画的な遂行などに対応するための準備を進め、国税に関する不服申立制度が適正かつ円滑に実施されるよう取り組みます。